

エコリーフ文書管理番号：R-12-01

発行：2002(平成14)年4月1日

システム認定審査員およびデータ検証員 遵守規程

社団法人産業環境管理協会

作成	承認

付則

(改訂履歴)

訂番	年・月・日	頁		承認
01	平成 14 年 4 月 1 日	一	新規作成	

システム認定審査員およびデータ検証員遵守規程

(目的)

第1条 製品環境データ集積システム認定審査員およびデータ検証員（以下、「要員」という）が遵守すべき事項を定める。

(倫理規範)

第2条 要員は、エコリーフ環境ラベル倫理規程に定める倫理規範に基づいて行動しなければならない。

(基本)

第3条 要員は、エコリーフ環境ラベルプログラムの目的にのっとり、誠意をもって業務を推進し、社団法人産業管理協会への信頼を高めるよう努めなければならない。

(公平性と透明性)

第4条 要員は、その目的と役割を認識し、常にエコリーフ環境ラベルプログラムの公平性および透明性の維持に努めなければならない。

(不正の禁止)

第5条 要員は、エコリーフ環境ラベルプログラムの遂行を通していかなる不正行為も許されず、倫理的かつ社会常識的に振る舞わなければならない。

(守秘義務)

第6条 要員は、業務を通じて知り得た公開されていない情報に対し、守秘の義務と責任を負う。

1. 要員はシステム認定またはデータ検証の申請者に係わる情報を、当該情報の利害関係者の同意なし第三者に開示してはならない。
2. 前項の守秘期間は無期限とする。

(その他)

第7条 要員は、システム認定審査またはデータ検証のために、相手先企業等に立ち入る際には、相手先の社内規程を遵守し、安全その他の点問題を起こさないように留意すること。

付則(改訂履歴)

本規程は、平成14年4月1日から施行する。